

# 令和8年4月から適用する 公共工事設計労務単価等の運用に係る 特例措置について



## 令和8年4月から適用する 公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置

### 《措置の内容》

○新労務単価等の決定に伴い、対象工事の受注者は、「工事請負契約約款」第58条の定めに基づき、令和8年3月31日以前適用の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「旧労務単価等」という）による積算に基づく契約を新労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金額の変更について協議することができます。

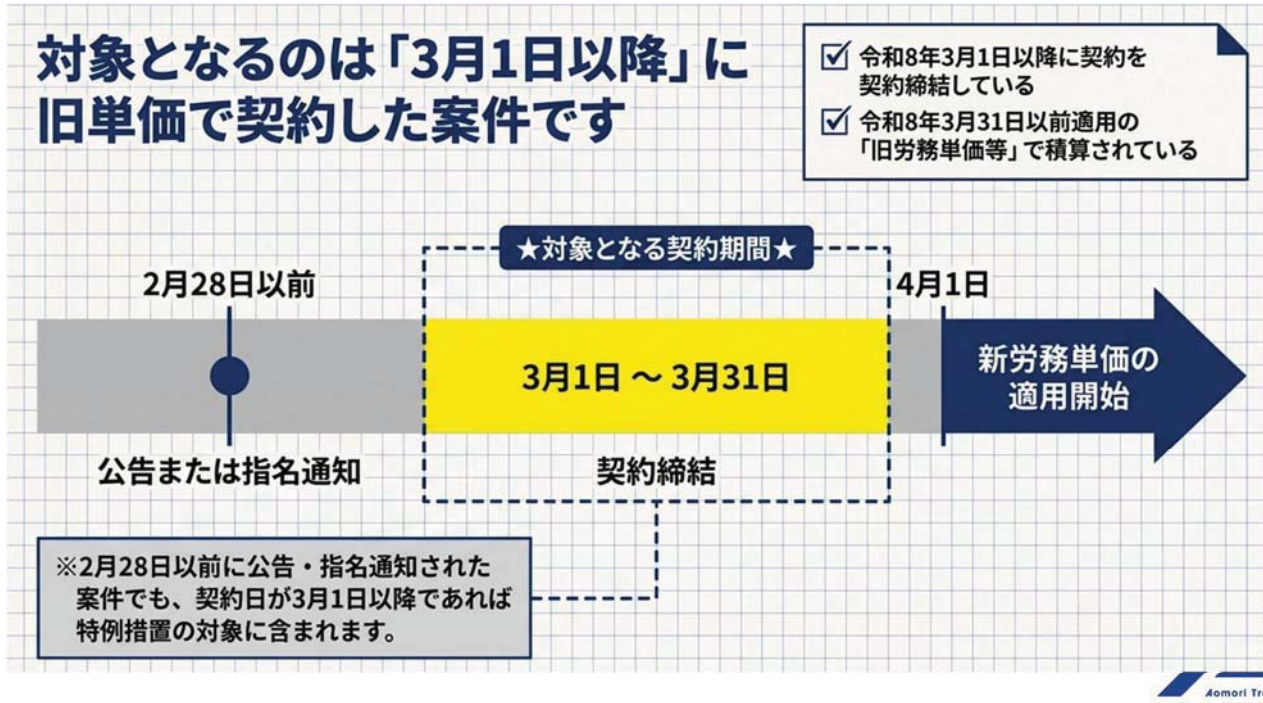
旧単価での契約を、  
新単価に引き上げる  
特例措置です



# 令和8年4月から適用する 公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置

## 《対象工事》

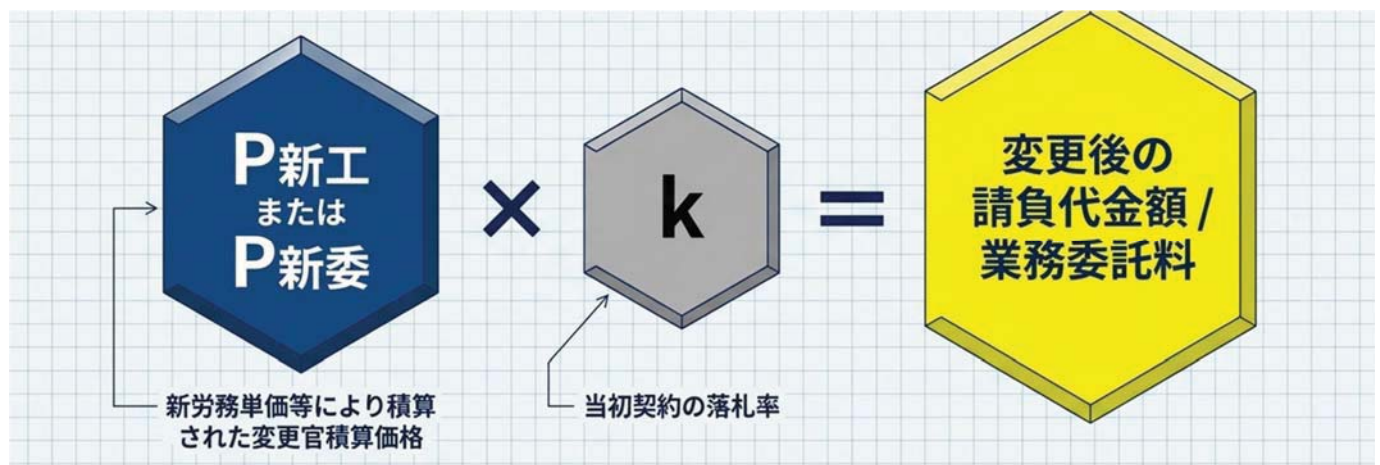
○令和8年3月1日以降に契約を締結した工事（令和8年2月28日以前に公告または指名通知した工事を含む）のうち、旧労務単価等を適用して積算している工事が対象です。



# 令和8年4月から適用する 公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置

## 《請負代金額の変更》

○変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。



※落札率は、当初契約のまま維持され、基準となるベース単価（P）のみが新単価に見直される仕組みです。

●令和8年2月28日以前に契約を行った工事で、賃金等の変動による協議があった場合には、「スライド条項（契約約款第25条）」による対応も可能です。